

令和5年度

国営施設応急対策事業盛岡南部地区
鹿妻穴堰頭首工河川協議資料作成等業務

特別仕様書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 国営施設応急対策事業盛岡南部地区鹿妻穴堰頭首工河川協議資料作成等業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、盛岡南部地区の鹿妻穴堰頭首工の改修に係る河川協議資料の作成等を行うものである。

(場所)

第1-3条 業務位置は、岩手県盛岡市上太田穴口地内であり別図-1位置図のとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備等

(管理技術者)

第1-6条

- 1 管理技術者は、共通仕様書1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	

- 2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。
なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書1-12条に基づく技術者情報の登録にあつては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「頭首工」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成20年3月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「水路工」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成26年3月
3	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	(一社)農業土木機械化協会	平成21年11月
4	電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	(一社)農業土木機械化協会	平成19年10月
5	土地改良事業設計指針「耐震設計」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成27年5月
6	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成22年6月

(作業条件)

第2-2条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- 1 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- 2 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- 3 現地調査を行う時期は監督職員と打合せた後、実施するものとする。

(設計条件)

第2-3条 鹿妻穴堰頭首工の構造及び計画(改修)内容は、次のとおりである。

1 鹿妻穴堰頭首工の構造

対象施設	構造物の規格・規模等	備考
鹿妻穴堰頭首工	<ul style="list-style-type: none"> ○型式：フィックスドタイプ可動堰 ○堰長：固定部52.8m、可動部62.0m、堰高：3.05m ○ゲート設備 <ul style="list-style-type: none"> 洪水吐：鋼製シェル構造ローラーゲート、H=3.05m×B=26m×2門 土砂吐：鋼製ローラーゲート、H=3.05m×B=10m×1門 取水口：ラック式ゲート、H=1.95m×B=3.0m×3門 ○護床工：1,864.0m² ○付帯施設 <ul style="list-style-type: none"> 階段式魚道、管理棟、自家発電機、受電設備 	

2 重要度区分 A種

3 計画（改修）内容

項目		数量	改修内容等	備考
堰柱		1式	補修、耐震補強	
ゲート設備	洪水吐ゲート	2門	補修	塗装、部品交換
	土砂吐ゲート	1門	補修	
	取水ゲート	3門	補修	
取水工	スクリーン	1式	補修	塗装
魚道		1式	補修	
沈砂池及び取付水路		1式	補修	
管理棟		1式	建屋屋上補修	防水
電気設備	引込開閉器盤	1式	更新	
	低圧受電盤	1式	更新	
	河川ゲート制御盤	1式	更新	
	河川ゲート機側操作盤	1式	更新	
	取水ゲート自動制御盤	1式	更新	
	取水ゲート機側操作盤	1式	更新	
	照明設備	1式	新設	

（参考図書）

第2-4条 本作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

（貸与資料）

第2-5条 貸与資料は次のとおりである。

番号	貸与資料	数量
1	国営盛岡南部土地改良事業計画書	1式
2	国営盛岡南部農業水利事業誌	1式
3	国営盛岡南部農業水利事業 鹿妻穴堰頭首工 完成図書	1式
4	平成24年度 国営施設機能保全事業 盛岡南部地区 施設長寿命化計画検討他業務報告書	1式
5	平成27年度 国営施設機能保全事業 盛岡南部地区 鹿妻穴堰頭首工耐震性能照査等検討業務報告書	1式
6	平成28年度 国営施設機能保全事業 盛岡南部地区 河川協議資料等作成業務報告書	1式
7	平成29年度 国営施設応急対策事業 盛岡南部地区 事業計画補足設計資料作成業務報告書	1式
8	平成30年度 国営施設応急対策事業盛岡南部地区 鹿妻穴堰頭首工等基本設計等業務報告書	1式
9	令和元年度 国営施設応急対策事業盛岡南部地区 水管理施設実施設計業務報告書	1式
10	令和2年度 国営施設応急対策事業盛岡南部地区 鹿妻穴堰頭首工実施設計業務報告書	1式
11	令和4年度 国営施設応急対策事業盛岡南部地区 鹿妻穴堰頭首工補足設計等業務報告書	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-6条 第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目のとおりである。

なお、作業項目の詳細は別紙-1【作業項目内訳表】該当項目欄に○印で示すものとする。

作業項目	数量	備考
1 設計作業	1式	
2 調査作業	1式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 4 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- 5 設計・施工計画に影響する用地関係資料は、作業着手時に監督職員から指示するので、これについて十分認識のうえ作業を行うものとする。
- 6 当該業務で実施するコスト削減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト削減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト削減対策に関して新技術や新工法の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。
 - ・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、<https://nn-techinfo.jp>を参照。
 - ・新技術システム(NETIS)は<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>を参照。
- 7 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。

なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

・「工事工種の体系化」は
https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.html
を参照。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条 契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督職員(主催)、監督職員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に介して実施することにより、業務の円滑な進捗と成果物の品質確保を図るものとする。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ① 設計条件・前提条件
- ② 業務計画の妥当性
- ③ スケジュール

(2) 会議の開催については監督職員が指示するものとする。なお、開催時期、開催方法、開催回数の変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 業務管理

（情報共有システム）

第4-1条 情報共有システムの業務について

- 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。
- 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

（打合せ）

第5-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。初回及び最終回打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階（業務確認会議を兼ねる）

第2回 中間打合せ（調査終了段階）

第3回 中間打合せ（計画設計段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せ回数を含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業

務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R等）正副各1部
- 2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴りで可）

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- 2 第2-3条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- 3 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 4 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 5 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 6 履行期間の変更が生じた場合
- 7 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- 8 その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－1【作業項目内訳表】

1. 設計作業

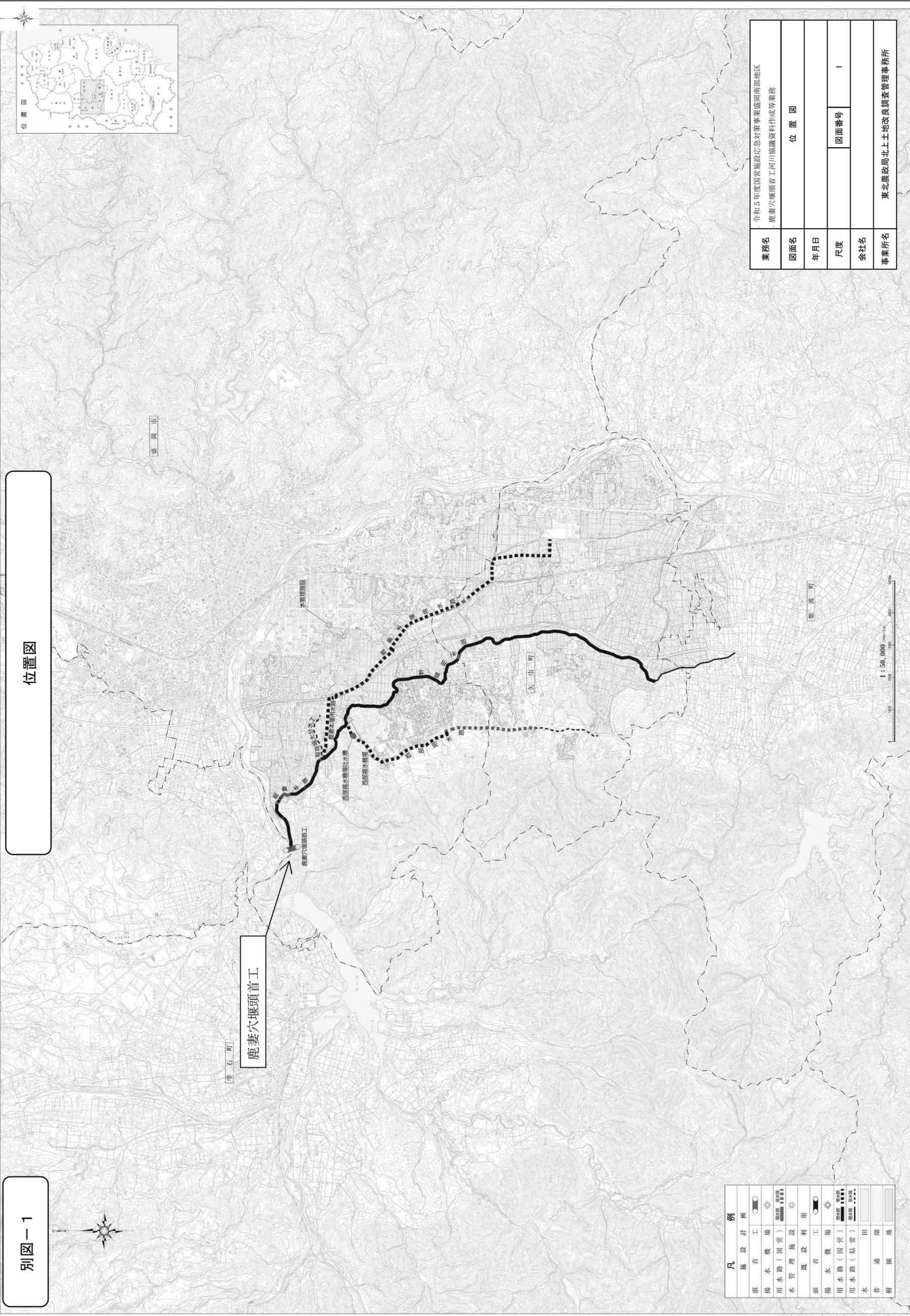
作業項目	作業内容	作業数量	作業実施欄
1 現地調査	業務に必要な現地調査を行う。	1式	○
2 資料の検討	業務に必要な資料収集、貸与資料の内容を把握する。	1式	○
3 工事工程及び施工計画の検討	河川内工事を2ヶ年で実施することとし、工事工程及び施工計画を詳細に検討する。	1式	○
4 健全度評価	機能診断調査結果をもとに健全度評価を行う。	1式	○
5 ゲート開閉装置の対策工の検討	ゲート開閉装置の不具合の原因調査結果をもとに対策工の検討及び概算工事費を算出する。	1式	○
6 協議資料作成	上記検討を踏まえて河川協議資料を作成する。	1式	○
7 点検取りまとめ	点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	○

2. 調査作業

作業項目	作業内容	作業数量	作業実施欄
1 機能診断調査			
1-1 ゲート開閉装置の不具合の原因調査	洪水吐ゲート(2門)及び土砂吐ゲートにおける全閉操作時の不具合(機械系故障ランプ点灯)の原因を調査する。	1式	○
1-2 ワイヤロープ	洪水吐ゲート(2門)及び土砂吐ゲートのワイヤロープについて詳細診断調査(素縁切れ、摩耗、変形)を実施する。	1式	○
1-3 ラック棒及びラックギア	取水ゲート(3門)のラック棒及びラックギアについて概略診断調査(わん曲、摩耗、損傷)を実施する。	1式	○
1-4 護床工(目視確認)	護床工の消失・沈下、深掘れ及び摩耗の有無、連結部の変状を目視により確認する。	1式	○

別図-1

位置図



例	
施設計画	○
頭首工	●
揚水機場	⊙
用水路(国営)	——
水管施設	——
既設利用	○
頭首工	●
揚水機場	⊙
用水路(国営)	——
用水路(県営)	——
普通田	□
畑	□
樹	□

業務名	令和5年度国営施設安心対策事業盛岡南部地区 鹿妻穴堰頭首工河川施設資料作成等業務		
図面名	位置図		
年月日		図面番号	1
尺度			
会社名			
事業所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		